

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3266号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「処分案、指導の状況に関する報告書、てん末書、聴取記録、人事的措置施行文、分限懲戒審査委員会議事録（6月開催）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3266号】

2 資問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3266	令和5年10月10日	令和5年12月11日	令和6年1月25日	令和6年4月24日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3266	「答申別表1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）」	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当</p> <p>・被処分者の年齢、被処分者の処分案、当該行為の動機、態様、結果等、児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等、過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無、処分量定にあたっての考慮事項、被処分者の内心に関する情報、被処分者からの聴取内容</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、並びに当該教諭及び校長の内心に関する情報等を明らかにすることで、権利利益を害するおそれがあるため）</p> <p>法第78条第1項第7号へに該当</p> <p>・被処分者の処分案、事件の概要、当該行為の動機、態様、結果等、故意又は過失の度合</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p>い、児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等、過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無、処分量定にあたっての考慮事項、本件の取扱い、被処分者の処分量定、所管課への質問、所管課の回答</p> <p>(特定の職員に関する処分案に係る検討に付随する情報を明らかにすることで、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・被処分者からの聴取内容、その他聴取記録の内容</p> <p>(処分の要否を検討するために該当教諭から事実関係や内心を含めた正確な情報を聞き取る必要があり、それらの情報を明らかにすることで、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・当該教諭への指導</p> <p>(指導の内容に関する情報を見明らかにすることで、適切な指導が行えなくなる可能性があるため)</p>	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3266	<p>《横浜市立特別支援学校の教職員の懲戒処分等に係る事務について》</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をするとができると規定している。そして、同条第4項では、職員の懲戒の手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならないと規定している。この規定を受け、横浜市では、横浜市一般職職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第63号）を定め、同条例第5条の規定により、懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）を定めている。</p> <p>また、横浜市では、地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないものの、職員の職務の適正化や再発防止のため、監督権を持つ者が一般的な監督権に基づき職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める文書訓戒、厳重注意といった人事的措置を行う。</p> <p>横浜市立特別支援学校の教職員が非違行為又は義務違反行為を行った場合は、教育委員会事務局教職員人事課が当該教職員に事情聴取を行い、てん末書の提出を受け、処分案を作成する。これらの資料に基づき、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒審査委員会」という。）が当該非違行為又は義務違反行為について審査を行い、その結果を教育長に報告する。懲戒処分については、教育長が審査結果を踏まえて実施機関に処分案を諮り、審議を経て、懲戒処分の内容を決定する。また、人事的措置については、分限懲戒審査委員会での審査結果に基づき、処分内容を決定する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、横浜市立特定支援学校の教諭及び校長（以下「本件被処分者」という。）による審査請求人に対する言動等に関し、実施機関が人事的措置を行った事案（以下「本件事案」という。）に係る処分が決定した経緯及び処分等を含む文書であり、別表</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>1に掲げる保有個人情報1から保有個人情報12までの各文書である。</p> <p>イ 保有個人情報1は、本件事案に係る本件被処分者の処分内容の案を記載したものである。</p> <p>ウ 保有個人情報2は、横浜市立特定支援学校の指導の状況を校長から教育長に報告した報告書である。</p> <p>エ 保有個人情報3から保有個人情報5までは、本件事案の対象となった行為（以下「当該行為」という。）について、本件被処分者がてん末を記したものである。</p> <p>オ 保有個人情報6から保有個人情報8までは、当該行為について、本件被処分者から聴取した記録である。</p> <p>カ 保有個人情報9から保有個人情報11までは、本件事案について、本件被処分者に対する人事的措置を記載した文書である。</p> <p>キ 保有個人情報12は、本件事案に係る分限懲戒審査委員会の議事を記録した文書である。</p> <p>ク 実施機関は、これらのうち別表2に掲げる不開示部分1、不開示部分2、不開示部分4、不開示部分6から不開示部分8まで、不開示部分10、不開示部分12から不開示部分17まで、不開示部分19、不開示部分20、不開示部分22、不開示部分23及び不開示部分25から不開示部分27までを法第78条第1項第2号に、不開示部分2から不開示部分9まで、不開示部分11、不開示部分17、不開示部分18、不開示部分20、不開示部分21及び不開示部分23から不開示部分30までを同項第7号へに該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>不開示部分1、不開示部分10、不開示部分16、不開示部分19及び不開示部分22には本件被処分者の年齢が、不開示部分2には本件被処分者に対する処分案が、不開示部分4には当該行為の動機、態様、結果等が、不開示部分6には児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等が、不開示部分7には過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無が、不開示部分8には処分量定に当たっての考慮事項が、不開示部分12から不開示部分15までは本件被処分者の内心に関する情報が、不開示部分17、不開示部分20及び不開示部分23には本件被処分者からの聴取内容が、不開示部分25から不開示部分27までには本件被処分者に係る処分量定が記載されている。</p> <p>本件においては、開示請求者以外の個人の氏名が開示されているため、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。</p> <p>なお、不開示部分2、不開示部分4、不開示部分6から不開示部分8まで、不開示部分17、不開示部分20、不開示部分23及び不開示部分25から不開示部分27までについて、実施機関は法第78条第1項第7号へにも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号へについて判断するまでもなく、不開示は妥当である。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分3及び不開示部分28には事件の概要が、不開示部分5には懲戒処分の該当性についての故意又は過失の度合いが、不開示部分9には本件事案の取扱いが、不開示部分29には分限懲戒審査委員会での所管課への質問事項が、不開示部分30には所管課の質問への回答が記載されている。</p> <p>このうち別表3に掲げる部分については、所管課の質問に対して肯定した回答にすぎず、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号へに該当せず開示すべきである。</p> <p>その余の部分については、特定の教職員に関する処分の検討に付随する情報の記載であり、開示することにより処分の傾向が予測され不適切な行為が行われるなど、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、本号へに該当する。</p> <p>イ 不開示部分11には、校長が当該教諭に行った指導の内容が記載されている。</p>

答申番号	判断の要旨																																	
	<p>このうち別表3に掲げる部分については、一般的な指導の内容であり、開示することにより、適切な指導が困難になる等のおそれがあるとは認められないため、本号へに該当せず開示すべきである。</p> <p>その余の部分については、校長が事案の背景や指導される教員の状況に鑑みた上で、当該教諭に行った指導の内容が記載されており、開示することにより、個別の状況に応じた指導が行いにくくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号へに該当する。</p> <p>ウ 不開示部分18、不開示部分21及び不開示部分24には事務局の発言等の本件被処分者からの聴取内容以外の聴取記録に係る事項が記載されている。</p> <p>このうち別表3に掲げる部分については、事情聴取の発言者の氏名、本件事案の内容以外の進行に係る情報及びてん末書の提出期限の記載であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められないため、本号へに該当せず開示すべきである。</p> <p>その余の部分については、本件事案に関し、懲戒処分又は人事的措置の要否を検討するため、公表を前提とせずにされた記載であり、開示することにより、事務局が発言等に慎重な姿勢を示し、的確な事実把握ができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号へに該当する。</p> <p>なお、審査請求人は他の保有個人情報も追加で特定するよう主張しているが、本件審査請求後に改めて保有個人情報を特定し、追加で決定がなされており、そのほかに本件対象保有個人情報の存在を推認させる事情は認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 対象保有個人情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有個人情報</th><th>保有個人情報名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有個人情報1</td><td>処分案</td></tr> <tr> <td>保有個人情報2</td><td>指導の状況に関する報告書</td></tr> <tr> <td>保有個人情報3</td><td>特定個人1に係るてん末書</td></tr> <tr> <td>保有個人情報4</td><td>特定個人2に係るてん末書</td></tr> <tr> <td>保有個人情報5</td><td>特定個人3に係るてん末書</td></tr> <tr> <td>保有個人情報6</td><td>特定個人1に係る聴取記録</td></tr> <tr> <td>保有個人情報7</td><td>特定個人2に係る聴取記録</td></tr> <tr> <td>保有個人情報8</td><td>特定個人3に係る聴取記録</td></tr> <tr> <td>保有個人情報9</td><td>特定個人1に係る人事的措置施行文</td></tr> <tr> <td>保有個人情報10</td><td>特定個人2に係る人事的措置施行文</td></tr> <tr> <td>保有個人情報11</td><td>特定個人3に係る人事的措置施行文</td></tr> <tr> <td>保有個人情報12</td><td>分限懲戒審査委員会議事録（6月開催）</td></tr> </tbody> </table> <p>別表2 対象保有個人情報のうち実施機関が不開示とした部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有個人情報</th><th>不開示部分</th><th>不開示根拠規定 (法第78条第1項該当号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		保有個人情報	保有個人情報名称	保有個人情報1	処分案	保有個人情報2	指導の状況に関する報告書	保有個人情報3	特定個人1に係るてん末書	保有個人情報4	特定個人2に係るてん末書	保有個人情報5	特定個人3に係るてん末書	保有個人情報6	特定個人1に係る聴取記録	保有個人情報7	特定個人2に係る聴取記録	保有個人情報8	特定個人3に係る聴取記録	保有個人情報9	特定個人1に係る人事的措置施行文	保有個人情報10	特定個人2に係る人事的措置施行文	保有個人情報11	特定個人3に係る人事的措置施行文	保有個人情報12	分限懲戒審査委員会議事録（6月開催）	保有個人情報	不開示部分	不開示根拠規定 (法第78条第1項該当号)			
保有個人情報	保有個人情報名称																																	
保有個人情報1	処分案																																	
保有個人情報2	指導の状況に関する報告書																																	
保有個人情報3	特定個人1に係るてん末書																																	
保有個人情報4	特定個人2に係るてん末書																																	
保有個人情報5	特定個人3に係るてん末書																																	
保有個人情報6	特定個人1に係る聴取記録																																	
保有個人情報7	特定個人2に係る聴取記録																																	
保有個人情報8	特定個人3に係る聴取記録																																	
保有個人情報9	特定個人1に係る人事的措置施行文																																	
保有個人情報10	特定個人2に係る人事的措置施行文																																	
保有個人情報11	特定個人3に係る人事的措置施行文																																	
保有個人情報12	分限懲戒審査委員会議事録（6月開催）																																	
保有個人情報	不開示部分	不開示根拠規定 (法第78条第1項該当号)																																

答申番号	判断の要旨		
保有個人情報 1	不開示部分 1	被処分者の年齢	第 2 号
	不開示部分 2	被処分者の処分案	第 2 号及び第 7 号へ
	不開示部分 3	事件の概要	第 7 号へ
	不開示部分 4	当該行為の動機、態様、結果等	第 2 号及び第 7 号へ
	不開示部分 5	故意又は過失の度合い	第 7 号へ
	不開示部分 6	児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等	第 2 号及び第 7 号へ
	不開示部分 7	過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無	第 2 号及び第 7 号へ
	不開示部分 8	処分量定にあたっての考慮事項	第 2 号及び第 7 号へ
	不開示部分 9	本件の取扱い	第 7 号へ
保有個人情報 2	不開示部分10	被処分者の年齢	第 2 号
	不開示部分11	当該教諭への指導	第 7 号へ
	不開示部分12	被処分者の内心に関する情報	第 2 号
保有個人情報 3	不開示部分13	被処分者の内心に関する情報	第 2 号
保有個人情報 4	不開示部分14	被処分者の内心に関する情報	第 2 号
保有個人情報 5	不開示部分15	被処分者の内心に関する情報	第 2 号
保有個人情報 6	不開示部分16	被処分者の年齢	第 2 号
	不開示部分17	被処分者からの聴取内容	第 2 号及び第 7 号へ
	不開示部分18	その他聴取記録の内容	第 7 号へ
保有個人情報 7	不開示部分19	被処分者の年齢	第 2 号

答申番号	判断の要旨		
保有個人情報8	不開示部分20	被処分者からの聴取内容	第2号及び第7号へ
	不開示部分21	その他聴取記録の内容	第7号へ
	不開示部分22	被処分者の年齢	第2号
	不開示部分23	被処分者からの聴取内容	第2号及び第7号へ
	不開示部分24	その他聴取記録の内容	第7号へ
保有個人情報9	不開示部分25	被処分者の処分量定	第2号及び第7号へ
保有個人情報10	不開示部分26	被処分者の処分量定	第2号及び第7号へ
保有個人情報11	不開示部分27	被処分者の処分量定	第2号及び第7号へ
	不開示部分28	事件の概要	第7号へ
保有個人情報12	不開示部分29	所管課への質問	第7号へ
	不開示部分30	所管課の回答	第7号へ

別表3 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分

不開示部分	開示すべき部分
不開示部分11	2頁目 19行目の全て、25行目の15文字目から行末まで及び26行目の全て
不開示部分18	1頁目 18行目及び19行目の全て並びに20行目及び22行目の1文字目から6文字目まで
	2頁目 15行目の全て及び16行目の1文字目から22文字目まで
	7頁目 17行目の1文字目から4文字目まで及び18行目の1文字目から6文字目まで
	15頁目 3行目の1文字目から6文字目まで、4行目の1文字目から6文字目まで及び19行目の全て
不開示部分21	1頁目 14行目、15行目、18行目から21行目まで、23行目及び24行目の全て

答申番号	判断の要旨	
	3 頁目 3 行目の全て	
	21 頁目 3 行目の全て	
	22 頁目 14 行目及び 29 行目の全て	
不開示部分 24	24 頁目 10 行目の全て	
不開示部分 30	2 行目の全て	

(注意)
文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（第1号省略）

（2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（7）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關

する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イからホまで省略)

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(ト及び第2項省略)

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 国生 Tel 045-671-3881